別紙様式第９号（第 25 条第１項関係）

第　　期〔　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで〕業務報告

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　　事　　長　氏　　名

１．事業の概況

(1)　事業概況等

（記載上の注意）

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2)　事業成績の推移

区　　分	年度	年度	年度	年度
預　　金	億円	億円	億円	億円
債　　券				
貸　出　金				
会　　員				
会　員　外				
うち代理貸付				
有　価　証　券				
国　　債				
そ　の　他				
特定取引資産（トレーディング資産）				
特定取引負債（トレーディング負債）				
総　資　産				
内国為替取扱高				
外国為替取扱高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経常利益（又は経常損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益（又は当期純損失）				

（記載上の注意）

１．預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。

２．特定取引資産（トレーディング資産）とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。

特定取引負債（トレーディング負債）とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びそ

の他の特定取引負債をいう。

３．必要がある場合は、４事業年度以前の事業年度についても記載すること。

４．必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

５．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 5 ．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 5 ．において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 5 ．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

(3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実

２．当会の現況

(1) 出資金の推移

区　　分	前　年　度　末	当　年　度　末
出　　資　　金	百万円	百万円
普　通　出　資　金		
優　先　出　資　金		

(2) 出資金の状況（当年度末現在）

イ．普通出資

普通出資１口の金額　　円

普通出資者の出資の最低限度額　　円

区　　分	出 資 者 数	出　資　金　額	処 分 未 済 持 分
信　用　金　庫		百万円	百万円

（記載上の注意）

普通出資１口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

ロ．優先出資

優先出資１口の金額　　円

優先出資の総口数の最高限度　　口

氏 名 又 は 名 称	出　資　口　数	割　　合
	口	%

その他の優先出資者（　　名）		
合　　計（　　名）		100.0

（記載上の注意）

１．優先出資１口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。

２．出資口数の多い順序に従い 10 名を記載すること。

３．普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3)　役員の状況

イ．役員数

定款に定める理事数　　人以内

定款に定める監事数　　人以内

区　　分	前　年　度　末	当　年　度　末
理　　事 （うち非常勤）	人 （　　）	人 （　　）
監　　事 （うち非常勤）	（　　）	（　　）
合　　計 （うち非常勤）	（　　）	（　　）

ロ．理事及び監事（当年度末現在）

役名	氏　名	就任年月日	任期満了年月日	代表・非代表の別	常勤・非常勤の別	担当部門又は主な職業

（記載上の注意）

１．信用金庫法第 32 条第５項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。

２．当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4)　職員の状況

区　　分	前　年　度　末	当　年　度　末
職　員　数	人	人
平均年齢	歳　月	歳　月
平均勤続年数	年　月	年　月
平均給与月額	千円	千円

（記載上の注意）

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ．事務所数

区　　分	前　年　度　末	当　年　度　末
	店（うち出張所） （　　）	店（うち出張所） （　　）
	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）
国　内　店　計	（　　）	（　　）
海　外　店　計	（　　）	（　　）
合　　計	（　　）	（　　）
駐在員事務所		

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．適宜地区別に区分して記載すること。

ロ．当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所　在　地	備　考

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．開設又は廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

３．駐在員事務所については、欄外に注記すること。

ハ．信用金庫代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業 以外の主要業務

（記載上の注意）

当年度末時点における当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。

ニ．信用金庫連合会が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

（記載上の注意）

当該信用金庫連合会が銀行代理業等（銀行法第２条第 14 項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第 16 条の５第２項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第 89 条の３第２項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第６条の３第２項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第 92 条の２第２項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第 121 条の２第２項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第 95 条の２第２項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。

ホ．当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

（記載上の注意）

当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当会議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）

１．信用金庫法第 89 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２第２号に規定する子会社等について記載すること。

２．重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。

３．重要な業務提携の概況を付記すること。

３．その他

（記載上の注意）

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。